

### 3-（3） 車両の安全性を向上させる装置の装着（一部装置は1点） 【申請案内 P.54～56】

問1. 内蔵されている装置のため、機器の設置状況の写真を撮影できない。代わりにどのようなものを提出すればよいか。

答1. 装置そのものの写真を撮ることが出来ない場合は、運転席に備え付けられている対象装置の写真（スイッチやチェックランプ等）を提出してください。

問2. 車検証に装着されている装置の記載がない場合どうしたらよいか。また、車検証の写しの提出は必要か。

答2. 販売会社や装置の装着会社が発行する「搭載証明書<sup>※1</sup>」又は、「購入時の領収書（対象装置の記載が含まれていること<sup>※2</sup>）」等のコピー、もしくは「装置の機能等が記載されている取扱説明書・カタログ類」及び「装置の設置状況が確認できる写真（装置が車両に組み込まれていることが分かるスイッチ等の写真等）」を提出してください。  
なお、車検証に装置されている装置の記載がなくても、「自動車検査証記録事項」は必ず提出してください。

※1：「搭載証明書」は、全日本トラック協会から書式をダウンロードできます。

※2：領収書に記載がない場合は、その領収書に合致した請求書を添付してください。

問3. 例えば、「衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）」（2点付与装置）の付いている車両と、「ドライブレコーダー」（1点付与装置）の付いている車両について、両方の資料を提出した場合、合計で3点付与されるか。

答3. 3点付与はされません。

国土交通省が実施している「先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援」における補助金の対象装置に該当することが確認された場合は、2点を加点します。

ASV 搭載車両にドライブレコーダーが設置されている場合や、ドライブレコーダーが設置されている別の車両の資料が添付されていても、点数の合算はしません。

なお、2通りの判断基準の装置の添付があった場合で、2点付与装置が確認できず、1点付与装置が確認できた場合は、1点の加点となります。

問4. グループ4-（5）で提出する車両と同じ車両でも構わないか。

答4. 構いません。

ただし、提出する項目ごとに都度、ナンバープレートがわかる車両正面の写真及び自動車検査証記録事項を必ず提出してください。（グループ3-（3）、4-（5）それぞれに添付してください。）

問5. 搭載証明書とは、どのようなものか。

答5. 全日本トラック協会の書式等ダウンロードページに「安全装置搭載証明書のフォーム」を掲載しています。ディーラー等から、搭載証明書とはどのようなものを発行すればよいか聞かれた場合は、参考としてください。（発行ができない会社もあります）

なお、全日本トラック協会が用意した様式以外でも構いませんが、同様の内容が確認できる必要があります。

問6. カタログは必ず必要か。カタログに記載がない場合、どんなものを提出すればよいか。

答6. 「搭載証明書」や「購入時の領収証」等、搭載が証明できる書類がある場合は、カタログ等は不要です。運転席のスイッチ等の写真などの場合は、そのスイッチ等がどのような機能があるのかがわかるカタログや取扱説明書の該当する部分をコピーしてください。取扱説明書の場合は、冊子（取扱説明書）の表紙のコピーも添付してください。

問7. チェックリストの①（ASV）と②（1点装置）の両方を選択することはできるか。

答7. 基本的に①か②のいずれかから選択してください。複数選択しても点数の積み上げはしません。（①なら2点、②なら1点）

問8. 車線維持支援制御装置とは何か。車線逸脱警報装置では対象とならないか。

答8. 「**車線維持支援制御装置（レーンキープアシスト）**」とは、カメラで前方の車線を認識し、高速道路の直線路で車線を維持して走行するのに必要なハンドル操作力を軽減するよう支援するASV装置です。したがって、車両が車線からはみ出しそうになったときに、音で警告するのみである「**車線逸脱警報装置**」は対象となりません。

問9. 「衝突被害軽減ブレーキ」は歩行者検知機能が付いている必要があるのか。

答9. 「**歩行者検知機能**」が搭載されているものが対象となります。  
カタログや取扱説明書等で機器の性能の資料を提出する場合、「**衝突被害軽減ブレーキ**」において「**歩行者検知機能**」が付いていることを確認できる部分を提出してください。  
※「搭載証明書」を提出できる場合はカタログ・取扱説明書等は不要です。  
※歩行者検知機能が付いていない衝突被害軽減ブレーキは対象外です。

問10. 2点付与とするASV装置（内蔵）で提出したいが、車検証に記載はなく、また「搭載証明書」や「購入時の領収書等」も用意できない。どのような書類を出せばよいか。

答10. 対象となる装置のカタログ・取扱説明書等（装置の機能がわかるもの）、及びそれに対応する装置の写真（スイッチ類）を提出してください。  
申請案内P.55の後付け装置の場合と同様の書類を提出してください。